

南部センター、デイサービス事業運営協力委員構成

委員選出の関係団体・機関等	選出人数
末広町内会	2名
田辺第二小学校	2名
東陽中学校	2名
南部地区民生児童委員協議会	6名
サポートネットみらい	1名
末広楽友会	1名
末広子ども会保護者会	1名
南部公民館	1名
田辺市町内会連絡協議会南部ブロック	1名
東陽中学校育友会末広地区	1名
みどり保育所	2名
田辺第二小学校育友会	1名
東陽中学校育友会	1名
みどり保育所保護者会	1名
なんぶ学童保育所	1名
合 計	24名

田辺市隣保館運営協力委員会設置要綱（内規）

（設置）

第1条 田辺市隣保館条例施行規則（平成17年規則第80号）第9条の規定に基づき、田辺市隣保館運営協力委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 委員会は、各隣保館ごとに市長が委嘱する委員30人以内で組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第3条 委員会に、委員長及び副委員長2人以内を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。

（庶務）

第5条 委員会の庶務は、各隣保館において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年8月16日から施行する。

平成 22 年度 南部センター事業実績報告

事業区分	内 容	件 数	人数
社会調査及び 調査研究事業	未広児童館・南部センター運営協力委員会(6/9)	1	26
	小計	1	26
相談事業	職業相談	12	21
	生活相談	10	10
	福祉相談	2	6
	住宅相談	1	2
	小計	25	39
啓発・広報活動 事業	広報誌の発行	12	
	子どもサポートネットみらい(6/3 新赴任者研修会)	1	22
	夏の子どもを守る懇話会(7/6)	1	33
	小計	14	55
地域交流事業	生花教室	20	243
	未広楽友会	5	102
	コサージュ作り(10/22)	1	13
	こけ玉教室(10/27)	1	28
	南部センターフェスティバル(10/31)	1	151
	子どもサポートネットみらい 子どもの人権を考える 「児童虐待の実態を私たちの役割として」(11/11)	1	90
	ルーシーダットン教室	32	384
	ヨガ教室	28	345
	わかわか教室	9	179
	子どもサポートネットみらい「地域防災体験交流会」 (1/23)	1	50
	小計	99	1,585
周辺地域巡回事業	夏の子どもを守る巡回補導(8/4、20)	2	36
	小計	2	36
地域福祉事業	未広町内会	5	121
	その他	6	101
	小計	11	222
会議室利用貸館 業務	集会等	97	1,315
年間利用合計(デイサービス事業を除く)		247 件	3,242 人

平成 22 年度 デイサービス事業実績報告

事業区分	内 容	件 数	利用者数	備 考
日常生活訓練	機能回復訓練	243	7,990	南部デイサービスセンター利用
	歩行訓練バスツアー	1	28	10/17 奈良・東大寺
社会適応訓練	手話教室	20	126	
創作・軽作業				
介護技術指導				
更生相談	健康相談	12	85	
その他	南部デイクラブ	12	134	
	歌の集い	11	225	
	健康体操教室	24	516	
	グラウンドゴルフ教室	20	596	
	ゲートボール大会	1	47	
	グラウンドゴルフ大会	1	39	
	利用合計	345 件	9,786 人	

南部デイサービスセンター利用状況

月	日数	利用者数
平成 22 年 4 月	21	688
5 月	18	604
6 月	22	727
7 月	21	689
8 月	22	719
9 月	20	726
10 月	20	722
11 月	20	662
12 月	19	583
平成 23 年 1 月	19	585
2 月	19	597
3 月	22	688
年間合計	243 日	7,990 人
一日平均	33 人	

《平成 23 年度南部センター活動方針》(案)

【目的】

南部センターは、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題解決のための各種事業を実施します。

【実施事業】

(1) 社会調査及び研究事業

地域住民の生活の実態を把握し、その生活の改善向上を図るために必要な事業を研究する事業。

(2) 相談事業

地域住民に対し、生活上の相談や人権に関わる相談に応ずるとともに、自立支援のため適切な助言指導を行う事業。

(3) 啓発・広報活動事業

地域住民に対し、広く人権に関する理解を深めるため、日常生活に根ざした啓発・広報活動を行う事業。

(4) 地域交流事業

地域住民を対象とした各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動等、地域住民の交流を図る事業。

(5) 地域福祉事業

地域における様々な生活上の課題の解決を図るため、地域の実情に応じて行う事業。

(6) デイサービス事業

地域及びその周辺地域の高齢者や、身体障害者の方、また健康にすぐれない方々が、健康機器を利用した機能回復訓練や健康講座・各種教室に参加することにより、自立を助長し、生きがいを高める事業。

(7) 地域交流促進事業

地域社会に密着した各種クラブ活動、レクリエーション、教養・文化活動などを実施し地域住民及び周辺地域住民との交流を図る事業。

(8) その他必要な事業

《重点目標》

- 1 同和問題の正しい認識や人権意識の普及高揚の啓発に努める。
- 2 地域住民の自覚を高め、生活の社会的・文化的改善向上を図るとともに自立意識の高揚に努める。
- 3 人権教育及び啓発並びに文化活動を積極的に推進する。
- 4 共に生きる地域社会をめざし、南部・東部地域全般にわたる交流活動の推進に努め、「開かれたコミュニティセンター」としての運営を図る。
- 5 高齢化社会の現状を踏まえ、高齢者・身体障害者の方々を中心とした地域福祉活動とデイサービス事業の充実を図り、基本的人権が尊重され、健康で生きがいのある「人権と福祉のまちづくりの拠点施設」としての運営を図る。
- 6 これらの目的を達成するため関係機関団体との連携を図り、地域が一体となって取り組む。

平成 23 年度 南部センター事業計画(案)

	南部センター事業	南部デイサービス事業
毎月	職業相談（1回）	機能回復訓練（毎日）
	六者会議（第1木曜日）	健康相談（1回）
	生花教室（第1・第3水曜日）	手話教室（第1・第3水曜日）
	ルーシーダットン教室（公民館と共催） ヨガ教室（公民館と共催）	歌の集い教室（第3金曜日）
	南部センターだより（広報誌）の発行	健康体操教室（第2・第4木曜日）
	南部センターホームページの更新	グラウンドゴルフ教室（第1・第3火曜日）

4月	各種団体の総会	健康講座「マット運動」(南部デイクラブ) 歩行訓練「平草原・とれとれの湯」(南部デイクラブ)
5月	各種団体の総会 新赴任者研修会	歩行訓練「本宮大社で歩こう!!」(南部デイクラブ)
6月	町内清掃活動 南部センター運営協力委員会	「転倒予防について」(南部デイクラブ)
7月	夏の子どもを守る運動懇話会	健康講座「介護講座」(南部デイクラブ)
8月	夏の子どもを守る運動巡回補導	健康講座「認知症について」(南部デイクラブ)
9月	未広敬老会 防災学習会（市防災対策室）	簡単なおやつ作り（南部デイクラブ）
10月	作品作り講座	手芸（南部デイクラブ） 歩行訓練バスツアー（南部デイクラブ）
11月	南部センターフェスティバル 人権学習会	歩行訓練バスツアー（南部デイクラブ）
12月	町内清掃活動	ニュースポーツ体験会「ベタンク」(南部デイクラブ)
1月	防犯学習会	腰痛予防について（南部デイクラブ）
2月	市県民税申告出張受付	レクリエーション（南部デイクラブ）
3月	防火学習会	レクリエーション（南部デイクラブ）